

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成21年3月5日(2009.3.5)

【公表番号】特表2008-528390(P2008-528390A)

【公表日】平成20年7月31日(2008.7.31)

【年通号数】公開・登録公報2008-030

【出願番号】特願2007-552163(P2007-552163)

【国際特許分類】

B 6 5 D	85/86	(2006.01)
B 6 5 B	15/04	(2006.01)
B 6 5 B	47/04	(2006.01)
B 2 9 C	59/04	(2006.01)
B 2 9 C	51/08	(2006.01)

【F I】

B 6 5 D	85/38	N
B 6 5 B	15/04	P
B 6 5 B	47/04	
B 2 9 C	59/04	C
B 2 9 C	51/08	

【手続補正書】

【提出日】平成21年1月7日(2009.1.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

長手方向の可撓性ストリップと、

前記長手方向のストリップ上に長手方向に位置決めされ、かつ中にコンポーネントを受けるために構成された複数のポケットであって、前記ポケットの各々が、前記長手方向のストリップの厚さより大きい、前記長手方向のストリップの上面からの深さを有する、複数のポケットと、を含むコンポーネントキャリヤテーブである。

隣接したポケットを分離する側壁が、前記長手方向のストリップの厚さの約5倍未満の距離だけ隔置され、前記隣接したポケットを分離する前記側壁が、前記ポケット深さから、前記ポケットが受けるように構成された前記コンポーネントの高さを引いたものより大きい高さを有する、コンポーネントキャリヤテーブ。

【請求項2】

前進機構によるコンポーネントの送出および保管のための可撓性キャリヤテーブであつて、

上面、および前記上面と反対側の底面を有する長手方向の可撓性ストリップと、

前記ストリップに沿って隔置され、かつその上面を通って開く、コンポーネントを受けための複数のポケットであって、隣接したポケットが、クロスバーによって互いに分離され、前記クロスバーが、隣接した凹部を、前記ストリップの厚さの約3倍未満の距離だけ分離し、前記クロスバーの上面が、前記ストリップの上面と実質的に同一平面にある、複数のポケットと、

前記ストリップの底面から延在する複数の突出部であって、前記突出部の各1つが、前記複数のポケットの1つに対応する、複数の突出部と、を含む可撓性キャリヤテーブ。

**【請求項 3】**

前側に、複数の長手方向に隔置されたコンポーネント受容ポケットを有するエンボス加工されたキャリヤテープを製造するための方法であって、

外側円周表面を有する回転可能な工具を提供する工程であって、前記外側円周表面が、複数の長手方向に隔置されたコンポーネント受容ポケットを形成するための一連の突出部を含む工程と、

前記工具の外側円周表面に対向した適合可能な外側円周表面を有するニップロールを提供する工程と、

ポリマーウェブを前記工具と前記ニップロールとの間のニップに導入する工程と、

前記ポリマーウェブを前記工具と前記ニップロールとの間でプレスして、前記ウェブを前記工具の円周表面上の前記突出部でエンボス加工する工程と、

前記工具から前記エンボス加工されたウェブを取り外す工程と、を含む方法。